研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号: 34426

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2020~2023

課題番号: 20K01980

研究課題名(和文)商店街におけるBID制度の導入:政策実施過程におけるコーディネーションの分析

研究課題名(英文)Establishing the BID institution in shopping districts: an analysis of coordination in the policy implementation process

研究代表者

角谷 嘉則 (Sumiya, Yoshinori)

桃山学院大学・経済学部・教授

研究者番号:20519582

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文):2018年に地域再生法を改正して創設された「地域再生エリアマネジメント負担金制度(BID制度)」が商店街組織の運営にどのように活用されるか明らかにすることが本研究の目的であった。なお、BID制度は、欧米のBusiness Improvement District(ビジネス改善地区)をモデルとして導入された。しかし、同制度は2023年度時点で1件の事例に適応されたのみであり、商店街での実績はなかった。そこで、イギリスの商店行でBID制度が広がってきた理由を明らかにし、それと比して日本の商店街で用いられてこなかった背景を分 析している。

研究成果の学術的意義や社会的意義 イギリスにおけるBID制度の既往研究の多くが、イギリスにおいてBID制度を成功例とみなしており、同時にBID 制度の用いられ方が地域によってさまざまに広がっていることを述べていた。本研究は、既往研究にない分析と して、Covid - 19パンデミックの前後でイギリスのBIDsがどのように変化し、各地域でどのような対応をしてき たか明らかにしている。また、まだ完成していないが、BIDのマネージャーへのインタビュー調査、ビジネスレートの変化、通行量の変化からBIDの取り組みは地域経済に正の影響を与えていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文):Local Revitalisation Act for Area Management Levy was established in 2018. The aim of this study was to clarify how this ACT could be utilised in the management of shopping district organisations. It should be noted that Business Improvement Districts were introduced on the model of US and European cases. However, there was only one case of a BID in Japan as of 2023, and it had not been used in a shopping district. Therefore, the purpose of the study was changed and the reasons for the spread of the BIDs at shopping districts in UK were clarified, and the background to why it has not been used in Japanese shopping districts in comparison with this is analysed.

研究分野:商業

キーワード: コーディネーション BID 商店街 政策実施過程 イギリス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

商店街のまちづくりでは、商店街組織の他に行政・商工会議所・まちづくり会社・民間企業・NPO・住民など、多様な主体が共に事業を推進するケースが多い。本研究では、商店街組織(商業者)と多様な主体(非商業者)が連携し、政策を実施する過程(政策実施過程)に焦点を絞って分析していく。政策実施過程では、各主体が課題や解決策を持ち込む際に、キーパーソンが各主体を事業に巻き込む働きかけ(コーディネーション)も存在するのではないかと仮説を立てている。研究対象とする政策は、2018年に地域再生法を改正して創設された「地域再生エリアマネジメント負担金制度(BID制度)」である。日本のBID制度は、エリアマネジメント(美観、警備、集客、広告などの取組)を行う団体の事業資金を行政が事業所から代理徴収する仕組みである。5年以内の時限的な仕組みであるが、2/3以上の同意があれば反対する事業所も負担金を逃れられない。この制度の導入によって商店街組織で非会員が増えて組織活動の維持が困難になりつつある課題の解決につながるのではないかと考えた。

2.研究の目的

本研究の目的は、BID 制度の政策実施過程において商店街組織と多様な主体がどのような課題や解決策を持ち込もうとしたか分析することで、商店街のまちづくりにおいて商業者と非商業者が連携する際のガバナンス(体制や統治)を明らかにすることである。日本の BID 制度は、エリアマネジメント(美観、警備、集客、広告などの取組)を行う団体の事業資金を行政が事業所から代理徴収する仕組みである。5年以内の時限的な仕組みであるが、2/3以上の同意があれば反対する事業所も負担金を逃れられない。近年、商店街組織では、非会員も増え、組織活動の維持が困難になりつつある。さらに、イベントを企画する際に非会員を巻き込むために別組織(イベント会)を設置する例も少なくない。イギリスの商店街も同様で会費制の TCM/CCM から、エリア内全事業所が対象の BID へと制度が移行してきた(南方 2013、保井 2015、角谷 2019)。そこで、商店街活動でのフリーライダー防止に BID 制度がどの程度有効か検討したい。さらに、BID 制度は非商業者の事業所を含むことから、非商業者がどのような経緯で参加しようとしたか、その際のキーパーソンの役割は何だったかを解明することを目指した。

しかし、日本版 BID 制度は、制度の導入後に検討していた地区で導入が進まなかったこと、2020 年に始まるコロナ禍のなかで市民の外出自粛やイベントの中止等もあって計画の実施を見合わせる地区が多かった。結果として、日本版 BID は 2022 年に一般社団法人梅田 1 丁目エリアマネジメント(都市再生推進法人)が第 1 号認定(内閣府)を受けるのを待たなければならなかった。その後、新規認定された地区はなく、日本の事例を比較検討するのが困難となった。

そのため、本研究は事例研究をイギリスの BIDs を対象とするのに変更し、特にコロナ禍のなかで BID 制度の政策実施過程がどのように変化したか、または、変化しなかったかを明らかにしようと考えた。イギリスでは、2020 年時点で 300 以上の地区で BID 制度を実施中であり、日本の BID 制度の導入においてもモデルの 1 つとなっていたからである。

3.研究の方法

本計画は 4 年間の研究期間で事例研究をベースとした実証的な研究を行った。なお、当初は 3 年間の計画であったが、コロナ禍のなかで現地調査が困難であったことに加え、イギリスでの現地調査をおこなうため 1 年間延長した。

当初の予定通り、計画の1年目で政策モデルを構築した。その後、事例研究は2022年度から日本の商店街を中心に再開したが、「地域再生エリアマネジメント負担金制度(BID 制度)」の活用を検討した事例はあるものの、認定に進まなかった。そこで、エリアマネジメントをおこなう商店街を対象とし、中山間地域における事例研究も加えた。2023年から1年間の海外研修でイギリスに滞在し、ケンブリッジ市、シェフィールド市、マンチェスター市での調査を実施した。特に、シェフィールド市では、BIDのマネージャーだけでなく、行政担当者にも複数回に渡って調査している。

また、シェフィールド市では BID の負担金を支払う事業者(約 400 団体)に対して web 上でのアンケート調査をおこなった。回収率が低く、統計による解析がおこなえなかったが、重要な意見を得ている。

4.研究成果

調査結果は、次のとおりである。

(1)政策実施過程の分析モデル

政策実施過程の分析においてコーディネーションモデルを用いる有効性について角谷(2021) にまとめている。

自治体が策定した中心市街地活性化基本計画は、事業主体を明記しており、単体の場合もあれば複数の組織にまたがる事業もある。これまでの調査から複数の組織にまたがる事業はもちるんだが、単体の事業であってもキーパーソンが複数存在する事例の方が多かったといえる。この

ような複数のキーパーソンを分析するうえでコーディネーション概念は有効であった。

ただし、コーディネーション概念を分析に用いる前提条件がある。キーパーソンの所属先や裁量があり、職業や職位や個々人の選好が、コーディネーションの可否や有無に影響を与える。さらに、キーパーソンの働きかけを情報の流れで捉えると、情報の発信と受信、提供と受領があり、その意思がつながりとして表明されない限りコーディネーションの有無を確認できない。 つまり、コーディネーションはコーディネーターの裁量と意思に規定される面が非常に大きい。

本書では、中心市街地活性化法の政策実施過程における商店街組織、まちづくり会社、民間企業、中心市街地活性化協議会を事業主体とそれに関連するキーパーソンの所属と裁量の範囲、情報の流れと働きかけからコーディネーションを確認した。換言すれば、課題と解決策を誰が持ち込んだか、また、それを政策実施に結びつけようとしたのは誰か、どのように結びつけたかを可視化できるようにした。そして、第2章の事例研究からキーパーソンのコーディネーションを確認することによって政策実施過程における政策意図の変容の有無が確認できることを示した。

(2)イギリスにおける BID 制度の変化

2023 年時点でイギリスでは 335 地区の BIDs がエリアマネジメントを実施中であった。しかし、2016 年度をピークに増加率は減少しており、2021 年にコロナ禍で初めて稼働中の BID が前年割れするなど、BID 制度が飽和状態に達していることを明らかにした。

また、コロナ禍では business rate の減税による影響を受け、減収になる BID が多かった。さらに、負担金の一部を割引する BID も見受けられた。いっぽう、政府は BID が 5 年目を迎え、投票を準備していた団体が事業を延長できるように制度を変更したり、地方自治体によっては減少した負担金を賄ったりする例もあるなど、エリアマネジメントを継続するための支援も打ち出していたことを明らかにした。

(3)シェフィールド市の都市再生とBIDの関連性

シェフィールド市の中心市街地における最大規模の再開発(Heart of the City)についてその計画と計画が変更される変遷について明らかにした。特に、当初の計画に比べ、商業床、オフィス床が減少し、住居床が増えた点に特徴があった。その結果、Sheffield BID は負担金が減ることになるが、将来的に負担金以外の収入(ファンドや協賛金等)を活用し現在の活動を維持していくことを明確にしている。

(4)日本とイギリスとのエリアマネジメントの比較

日本のエリアマネジメントは、イギリスやアメリカ(ニューヨーク市)と比較すると、会費/負担金の比率が低く、事業収入が多い。また、BID 制度としては、課金対象が日本とアメリカは不動産所有者であるのに対し、イギリスは不動産を利用する事業者である。

	日本※1	イギリス※2	アメリカ※3
会費/負担金	40%	87.37%	73.79%
事業収入	30%	12.63%	10.41%
その他	30% 委託費13%、補助金7%		15.80% 委託4.32%、補助金1.76%

引用: 1 小林重敬・森記念財団編著(2020)、 2 British BID(2023)

3 City of New York 2019 年時点

https://data.cityofnewyork.us/City-Government/FY19-BID-Trends-Report-Data/gt6r-wh7c

なお、(2)~(4)については 2024 年度中に国内外の学会等で報告し、論文として発表する予定である。

5 . 主な発表論文等

日本商業学会

4.発表年 2022年

〔雑誌論文〕 計3件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 3件)	
1 . 著者名 風岡宗人 , 角谷嘉則	4 . 巻 64巻4号
2.論文標題 コミュニティビジネスによる主体形成と組織間の位相: 南丹市美山町鶴ヶ岡地区を事例として	5 . 発行年 2023年
3.雑誌名 桃山学院大学経済経営論集	6.最初と最後の頁 417-452
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 角谷嘉則	4 . 巻 47(3)
2.論文標題 Policy-Implementation Process in the Establishment of BID Analyses by the Coordination Model	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名 桃山学院大学総合研究所紀要	6.最初と最後の頁 79-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 該当する
1.著者名 角谷嘉則	4.巻 62(4)
2.論文標題 中心市街地活性化法における政策実施過程とコーディネーションの分析 - 長浜市の株式会社黒壁を事例と して -	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 桃山学院大学経済経営論集	6.最初と最後の頁 291-325
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
<i>₩</i> 0	
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) 【学会発表】 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)	国際共著

1.発表者名 角谷嘉則	
2 . 発表標題 「中心市街地活性化法制における政策実施過程とコーディネーションの分析-株式会社黒壁を事	専例として
3.学会等名	
日本流通学会全国大会	
4 . 発表年 2021年	
1.発表者名	
角谷嘉則	
2 . 発表標題	
「中心市街地活性化法制における政策実施過程とコーディネーションの分析-株式会社黒壁を事	事例として」
3 . 学会等名 日本流通学会関西中四国部会	
4 . 発表年 2020年	
〔図書〕 計3件	
1.著者名 (公社)非営利法人研究学会編	4 . 発行年 2022年
2. 出版社	5.総ページ数
全国公益法人協会	1022
3 . 書名 『非営利用語辞典』	
十 百型角面中央。	
1 . 著者名	4.発行年
坂爪 浩史、日本流通学会	2023年
2 . 出版社	5.総ページ数
白桃書房	358
3 . 書名	
現代流通事典 第 3 版	

1 . 著者名 角谷嘉則	4 . 発行年 2021年
2 . 出版社 晃洋書房	5.総ページ数 ²³⁸
2 #47	
3.書名 まちづくりのコーディネーション - 日本の商業と中心市街地活性化法制 -	
〔産業財産権〕	
〔その他〕	

_

6 . 研究組織

	人		
	(ローマ字氏名)	所属研究機関・部局・職	備考
	(研究者番号)	(機関番号)	110 3
- 1	しいん自由与し		1

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

	共同研究相手国	相手方研究機関			
英国		University of Cambridge			